新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年11月28日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則(昭和44年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	72(1)	改正則の	[1343]	V) 11	正		· <u>四 6 4</u> 後		1 5 11.0			5	女		正			İ	
別:	<u>。 </u>									別	引表								
Ī	署名	名 称	;	位	置	所	管	区	域		署名	名	称	位	置	所	管	区	域
1	(略)				-						(略)								
ľ	胎内	(略)									胎内	(町	各)						
	警察	乙駐在	: .	胎内	市	胎内	市のう	うち乙、	桃崎		警察	乙縣	主在	胎	内市	胎内	内市のう	ち乙、	桃崎
	署	所		菅田	1	浜、	小地名	3、山屋	量、古		署	所		乙		浜、	小地名	、山屋	、古
						館、	菅田、	平木日	日 <u>、荒</u>							館、	菅田、	平木田	
						井涯	, 富岡	引、大日	出、江										
						尻、	地本、	八幡、	<u>+=</u>										
						天、	高野、	土作、	<u>横道、</u>										
								八出、清	<u> 寄野村</u>										
						新田	1												
												荒井	‡浜	胎内	内市	胎内	内市のう	ち荒井	浜、
												駐右	E所	荒井	丰浜			、江尻	
																		十二天	
																		横道、	
																寺、	小出、	高野新	. 田
		(略)										(附	各)						
,	(略)										(略)								
	上越	(略)									上越	(附							
	警察	柿崎幹		上越				奇区の う			警察	柿﨑			或市			区のう	
	署	部交番		柿峼				F、金名			署	部多	₹番		奇区			· 、金谷	
				柿峼	Ì			事、 栃名						柿崎				1、栃窪	
								\$、小壹 * 『可ご										〉、小萱 、阿弥阝	
								:、阿弥]ヶ崎、										、門が ケ崎、負	
								ナブ呵、 井、下彡										ク啊、) :、下条	
								- 、 - <i>- /</i> 〔、桜町										、人物	
								川田、下										田、下台	
								 [島新日										島新田	
								上下海										上下浜	
						ツ屋	陸浜 、馬	등正面、	坂田							ツ屋	逢浜、馬	瓦面、	坂田
						新田	、上7	「浜新日	日、竹							新田	1、上下	浜新田	、竹
						鼻										鼻			
																		川区の	
																梶、	神田町	「、長沢	、坪

(略)			(略)		野内、町田、六万部、 田尻、山方(586・603 番地を除く。)、西野島、 下八幡、竹直、長峰、 大滝、片田、天林寺、 河沢、十町歩、顕法寺、 中谷内、下深沢、山口、 杜氏の郷、原之町の一 部(2559番地から2681 番地まで)		
在所 吉	越市 上越市吉川区全域 河区 (之町		原之町 駐在所	上越市吉川区原之町	上越市吉川区のうち原 之町 (2559番地から 2681番地までを除 く。)、代石、大乗寺、下 町、東鳥越、小苗代、 赤沢、泉、後生寺、伯 母ケ沢、下中条、川崎、 土尻、泉谷、吉井、下 小沢、山方の一部 (586 ・603番地)		
			山直海駐在所	上越市吉川区山直海	上越市吉川区のうち山 直海、尾神、大賀、山 中、米山、高沢入、坪 野、川谷、石谷、名木 山、上名木、岩沢、 立下、福平、長坂、国 田、東田中、入河沢、 東寺、平等寺		
(略)		(略)	(略)				

附 則

この規則中別表胎内警察署の部の改正は公布の日から、その他の改正は平成26年12月5日から施行する。